平成２３年（フ）第６３４号
岡山市中区高屋343　岡山第一病院５階、住民票上の住所岡山市中区兼基184番地
債務者　福島　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３６号
岡山市南区豊成３丁目12番36―201号、住民票上の住所岡山県玉野市和田１丁目12番11号
債務者　青木　輝義
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４２号
岡山市南区浜野３丁目６番30号
債務者　竹井勇太郎
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４６号
岡山県赤磐市河本616番地４
債務者　森下　勝久
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６２号
岡山県玉野市向日比１丁目18番10号
債務者　岡垣　惠子（旧姓安保）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９８号
岡山市北区撫川1469番地１
債務者　森本　健次
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９９号
岡山市北区撫川1469番地１
債務者　森本世世美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１号
石川県小松市上小松町丙50―１ハイツ85203号、住民票上の住所石川県能美市湯谷町乙80番地
債務者　坂井　欽治
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後２時　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第８５号
長野県佐久市岩村田264番地１　サープラス下久保田Ｂ205
債務者　尾沼　卓思
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１４５４号
東京都小金井市緑町４丁目12番２号
債務者　千葉　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５５号
東京都小金井市緑町４丁目12番２号
債務者　千葉　茂美
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
熊本県人吉市北泉田町242番地１
債務者　漆尾満千代
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時30分　熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第２８３号
沖縄県沖縄市越来１丁目13番37号　高良アパート201号室
債務者　仲間　利一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２９２号
沖縄県沖縄市中央２丁目６番35号
債務者　新崎　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３４号
和歌山県有田郡有田川町大字明王寺70番地県職員住宅521
破産者　出水　久雄
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３２６号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口791番地１
破産者　中浴　　泉
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５５号
和歌山市六十谷543番地
破産者　加納屋こと　加納　理宏
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　和歌山地方裁判所民事部破産再生係